

## 愛知県司法書士会 空家等対策への取り組み

### 【空家等対策協議会等への委員の推薦状況】

犬山市、東海市、名古屋市、岡崎市、新城市、日進市、豊川市、弥富市、安城市、一宮市、瀬戸市、津島市、豊明市、武豊町、江南市、設楽町、常滑市、碧南市、大府市、稲沢市、北名古屋市、幸田町、蟹江町、蒲郡市、愛西市、あま市、刈谷市、半田市、扶桑町、東浦町、知多市、大口町、阿久比町、春日井市、豊田市、みよし市、愛西市 合計 37 市町

### 【空家等対策に関する自治体との協定締結の状況】

平成 28 年 11 月 22 日	名古屋市	令和 元年 7 月 8 日	常滑市
平成 29 年 3 月 9 日	日進市	11 月 29 日	刈谷市
8 月 24 日	岡崎市	令和 2 年 1 月 16 日	犬山市
10 月 5 日	新城市	7 月 3 日	半田市
11 月 13 日	一宮市	10 月 13 日	豊川市
平成 30 年 1 月 25 日	東海市	11 月 20 日	阿久比町
6 月 4 日	碧南市	11 月 30 日	武豊町
10 月 3 日	北名古屋市	令和 3 年 1 月	蒲郡市
12 月 21 日	東郷町	2 月 3 日	大府市
平成 31 年 2 月 28 日	稲沢市	令和 5 年 1 月 18 日	あま市
3 月 27 日	田原市	1 月 31 日	知多市
			合計 22 市町

### 【自治体等からの委託】

空き家相談業務、相続人調査業務、講師・相談員派遣

### 【長期相続登記未了土地問題に関する取り組み】

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき実施されている相続人への相続登記の申請の催告に対する対応として

- ① 「長期間相続登記等がされていないことの通知」についての特設ページ開設（本会HP）
- ② 長期間相続登記等がされていないことの通知に同封する登記・相続電話ガイドのチラシ

### 【相続登記の促進・情報提供】

相続専門サイト「相続のカタチ」の開設

## 豊明市における空家等対策に関する協定書（案）

豊明市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、豊明市内における空家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生抑制、空家等の適正管理、空家等及び跡地の利活用等、総合的な空家等対策を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2） 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 空家等の発生抑制に関すること。
- （2） 空家等の適性管理に関すること。
- （3） 空き家等及び跡地の利活用に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### （情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

### （甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、市広報・ウェブサイト・チラシ等による啓発に努めるものとする。

2 甲は、第3条の取組事項を実施にあたり、所有者等の同意を得て、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。

### （乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力を行うよう努めるものとする。

- 2 乙は、乙が自ら主催する相談業務（甲から委託を受けて実施する場合を含む。）において、所有者等による第3条の取組事項に対する相談を実施するように努めるものとする。
- 3 乙は、その構成員へ第3条の取組事項に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うように努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から翌年3月末までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1  
豊明市

豊明市長 小浮 正典

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号  
愛知県司法書士会

会長 細井 久史